

未登記家屋の所有者変更手続き

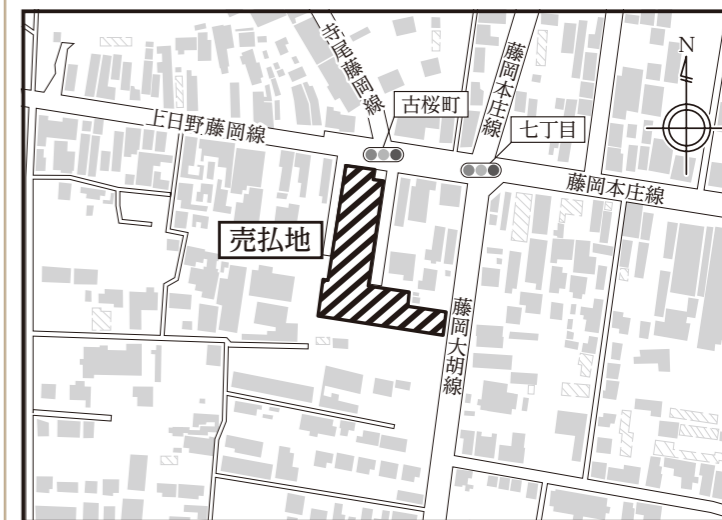


未登記家屋(登記をしていない家屋)の情報は、市の固定資産税台帳で管理されています。相続や売買、贈与などで所有者の変更をする場合、市への届け出が必要です。
 ※登記のある家屋の所有者変更は、法務局で所有権移転登記を行ってください
持ってくる物 ▼未登記家屋所有者変更申出書(実印を押印してください)▼新旧の所有者の印鑑証明(相続による変更であれば、被相続人の印鑑証明は不要です)▼売買、贈与などの場合は、契約書の写し▼相続の場合は、遺産分割協議書の写しなど
その他 届け出用紙は税務課にあるほか、市ホームページからダウンロードできます

事業用償却資産の申告

令和6年1月1日現在で市内に事業用の償却資産を所有している法人または個人事業者は、必ず申告してください。
 ※税務署で行う国税の申告とは異なりますので、市へも必ず申告してください。なお、市では申告内容の調査を行っており、未申告資産が確認された際には、さかのぼって課税される場合があります。耐用年数を超過している資産も申告が必要です
申告期限 令和6年1月31日(水)
対象となる資産 ▼構築物(広告看板、門扉、アスファルト舗装など)▼機械・装置(太陽光発電設備、土木建設用機械など)▼船舶▼航空機▼車両・運搬具(自動車税・軽自動車税の課税対象でないもの)
 ▼工具・器具・備品(測定器具、家具、理・美容機器、事務用機器、パソコンなど)
申告の内容 資産の種類・名称・取得年月・取得価格・耐用年数など

市有地を売却します



市有地を先着順で売却しますので、購入希望者は申し込みをしてください。

資格要件を満たす法人であれば申し込みができます。

売却地 藤岡市藤岡148番2、148番3、150番2、172番1、173番1、174番1

実測面積 2,456.59㎡

予定価格 5,278万円

受付期間 12月11日(月)～令和6年3月29日(金)

その他 申込書は都市施設課で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます

問い合わせ 都市施設課(☎④2332)

申告・問い合わせ 税務課(☎④2836)

家屋の取り壊し、用途変更に関する届け出

固定資産税は、毎年1月1日を基準日として課税しています。
家屋を取り壊した場合
 家屋の一部または全部を取り壊した場合、年内に法務局で滅失登記をしないと令和6年度の固定資産税が課税されてしまうことがあります。未登記家屋を取り壊した場合や年内に登記を済ませることが難しい場合は、税務課へ届け出をしてください。なお、新増築の家屋評価の時に市職員が確認した場合は届け出不要です。
家屋の用途変更をした場合
 用途変更の届け出をしてください。

共通事項

持ってくる物 ▼12月31日までに家屋を取り壊した場合、取り壊し年月日および取り壊し業者名が記載された解体証明書▼用途変更の場合は、用途変更したことが分かる物
その他 ▼登記の方法などについては、前橋地方事務局高崎支局へ問い合わせてください
 ▼市役所への届け出用紙は税務課にあるほか、市ホームページからダウンロードできます

ページからダウンロードできます
問い合わせ 税務課(☎④2836)

藤岡歴史館臨時休館

期間 12月4日(月)～6日(水)
問い合わせ 文化財保護課(☎⑤5997)

優良自動車運転者表彰

次の要件に該当し、表彰を希望する人は、12月1日以降に発行する無事故・無違反証明書添えて、藤岡交通安全協会へ申請してください。
地区表彰 警察署長・藤岡交通安全協会長の表彰▼銅章11年以上無事故・無違反
県表彰 県警察本部長・県交通安全協会理事長の表彰▼銀章10年以上無事故・無違反▼銅章15年以上無事故・無違反(銀章を受けていること)▼金冠銀章20年以上無事故・無違反(金章を受けていること)▼金冠金章30年以上無事故・無違反(金冠銀章を受けていること)▼旭日金冠章40年以上無事故・無違反(金

ミツバチの飼育者は届け出を



冠金章を受けていること)
共通要件 過去に同種の表彰を受けていないこと
申請期限 令和6年1月19日(金)
その他 無事故・無違反証明書の取得申請は、直接または郵便振替用紙で県総合交通センター(前橋市元総社町)へ
問い合わせ 藤岡交通安全協会(☎③0075)・地域安全課(☎④2245)

不法投棄にご注意を

12月は廃棄物適正処理推進月間です。県や市では廃棄物の不法投棄や悪質な焼却など、不適正な処理を行わないよう呼び掛けることも、監視や啓発を行います。
 雑草が繁茂している土地や目の届きにくい山間部などに家電製品や事業ごみなどの廃棄物を不法に投棄する人もいますので、土地の所有者や管理者は定期的に見回りを行いましょう。また、不審者などを発見したときは、環境課へ連絡してください。
問い合わせ 環境課(☎④264)

12月1日(金)～10日(日)

冬の県民交通安全運動の実施

年間スローガン

急いでる 焦る気持ちが 事故を呼ぶ

サブスローガン

外出は 明るい服装 反射材

運動の重点項目

◆こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と自転車の交通事故防止

▷信号機や横断歩道のある場所を横断し、道路を横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認しながら横断する

▷子どもは、道路では、「飛び出さない」「遊ばない」

▷高齢者は、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための

交通安全教育を積極的に受講する

◆夕暮れ時の早めのライト

点灯と反射材等の着用促進
 ▷外出時は、明るく目立つ色の服と反射材を着用し、懐中電灯などを活用しましょう

▷日没時間が早まることから、運転者は早めにライトを点灯しましょう

▷危険な運転をせず、安全運転で走行しましょう

問い合わせ 地域安全課(☎④2245)

